

別紙2 補助金の流れについて

1. 都道府県補助金交付要綱上の補助金の流れ

リース事業

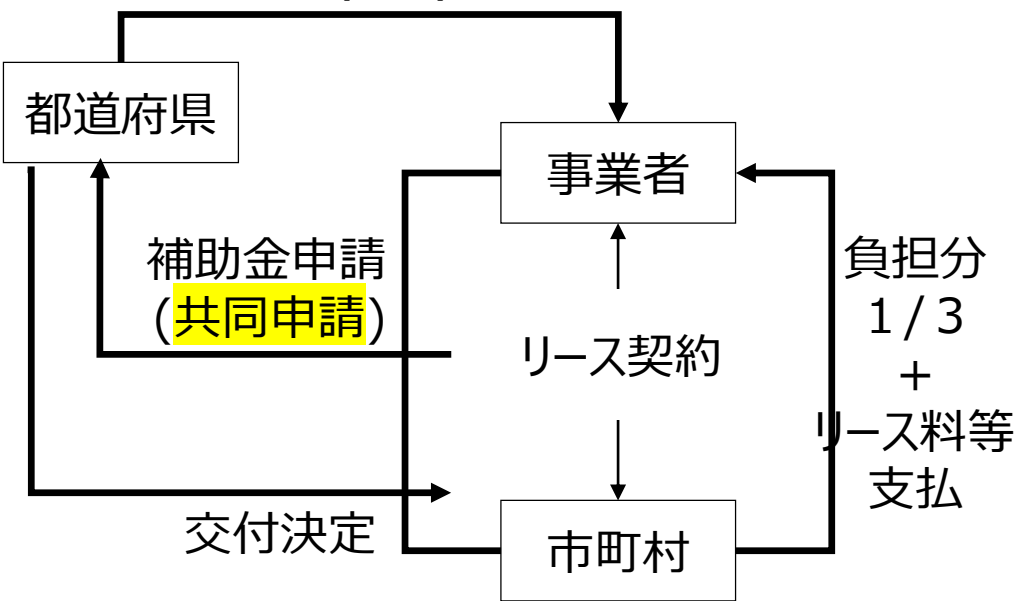
※公立学校情報機器リース事業

※ (2024年3月)文部科学省資料【市町村事業】から抜粋

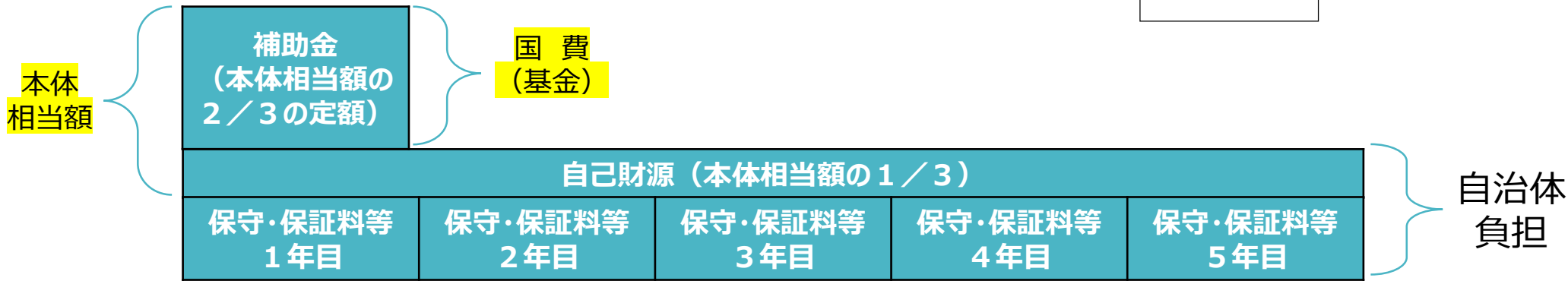
リース事業の考え方

- 都道府県が基金を元に補助事業を創設
- 市町村事業はリース契約事業者と共同申請を行う。
(リース契約事業者は、本体相当額の2/3の補助金を都道府県から受け取り、市町村は1/3を負担する。)
- 都道府県事業の場合はリース契約事業者単独で補助金申請を行う。

【市町村事業】補助金(2/3)支出



リース事業のイメージ



2. 総事業額・補助金対象額・補助金交付額・契約(見積)総額について

※ 宮古島市教育委員会 学校教育課にて作成

【総事業額】 例) : 500万円

補助金対象・補助金対象外(保守)を含めた、事業に係る総事業費

※ 「1.都道府県補助金交付要綱上の補助金の流れ」「リース事業のイメージ」に記載の「自治体負担」+「国費(基金)」に相当

【補助金対象額】 例) : 300万円

沖縄県公立学校情報機器整備事業費補助金の補助金対象(端末本体、運搬費、設置・据え付け費)となる費用(端末 1 台あたり税込56,100円を上限)の額

※ 「1.都道府県補助金交付要綱上の補助金の流れ」「リース事業のイメージ」に記載の「本体相当額」に相当

【補助金交付額】 例) : 300万円(補助金対象)×2/3 = 200万円

補助金対象の補助率2/3の額

※ 「1.都道府県補助金交付要綱上の補助金の流れ」「リース事業のイメージ」に記載の「国費(基金)」に相当

契約(見積)総額 (300万円) = 総事業費 (500万円) - 補助金交付額 (200万円)